

令和3年度全国労働衛生週間にあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年度は、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、

『向き合おう！ ころとからだの 健康管理』
を全体のスローガンに、

また、本年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

『うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場』
を掲げ、第72回を迎えます。

昨年から、職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し、継続することが求められています。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災請求は高止まり、また、令和2年「労働安全衛生調査（実態調査）」結果によりますと、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、54.2パーセントと依然として半数を超えています。さらに、新型コロナウイルス感染症を予防する「新しい生活様式（生活スタイル）」や就労環境の変化におけるメンタルヘルス対策も必要性を増してきています。

本来、仕事によって労働者が健康を損なうことはあってはなりません。本労働衛生週間において、近年、継続して進めてきた、職場における熱中症予防対策の徹底や、過労死や精神障害の発生を防ぐための長時間労働による健康障害防止対策やストレスチェック制度を活用したメンタルヘルス対策などの労働衛生管理に加え、ハラスメント防止対策の整備なども推進いただくことが重要です。

また、9月は、同週間の準備期間と合わせて、「職場の健康診断実施強化月間」でもあります。健康診断実施機関の予約が取れない等、やむを得ず法定期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、確実な実施をお願いします。さらに、実施された労働安全衛生法に基づく一般健康診断結果について、高齢者の医療確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施する協会けんぽ等医療保険者との連携が必要とされていることにも留意願います。

労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進や治療と仕事の両立支援対策などに関して、助成金等の活用も含め作業環境整備や休暇など各種制度導入など社内体制整備について積極的な検討をお願いします。

準備期間及び本週間の実施事項は多岐にわたっておりますが、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただき、事業場の安全労働衛生水準の向上に努めていただきますようお願いいたします。

結びとなりますが、事業場における健康で安全な快適職場環境の形成とコロナ禍の早期収束を祈念いたしております。

令和3年8月30日

神奈川労働局長 川口 達三